

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。

よって、令和6年3月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（中村 敦） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月15日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中村 敦） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、2番 大西將由議員と3番 浜岡 孝議員の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（中村 敦） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告（令和6年3月定例会）

最初に、市長から提出のありました「人身損害事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」の専決処分の報告書1件を配付してありますので、御覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と説明員として出席する旨の通知並びに下田市

選挙管理委員会委員長から地方自治法第182条第8項の規定により、下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由が発生した旨の通知がありましたので、書記より朗読いたします。

○兼務書記（井上 均） 朗読いたします。

下総総第50号。令和6年2月29日。

下田市議会議長 中村 敦様。静岡県下田市長 松木正一郎。

令和6年3月下田市議会定例会議案の送付について。

令和6年2月29日招集の令和6年3月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

議第3号 教育委員会委員の任命について、議第4号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第5号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議第6号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）、議第7号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第8号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第9号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議第10号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、議第11号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）、議第12号 指定金融機関の指定について、議第13号 下田市犯罪被害者等支援条例の制定について、議第14号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第15号 下田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第16号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第17号 下田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について、議第18号 下田市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第19号 下田市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議第20号 下田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び下田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第21号 下田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、議第22号 下田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議第23号 下田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議第24号 下田市漁港管理条例及び下田市漁港整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議第25号 下田市漁港管理条例

及び下田市海岸保全区域管理条例の一部を改正する条例の制定について、議第26号 下田市水道使用条例及び下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第27号 下田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、議第28号 令和6年度下田市一般会計予算、議第29号 令和6年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第30号 令和6年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第31号 令和6年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第32号 令和6年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第33号 令和6年度下田市介護保険特別会計予算、議第34号 令和6年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第35号 令和6年度下田市水道事業会計予算、議第36号 令和6年度下田市公共下水道事業会計予算、議第37号 令和6年度下田市漁業集落排水事業会計予算。

下総第51号。令和6年2月29日。

下田市議会議長 中村 敦様。静岡県下田市長 松木正一郎。

令和6年3月下田市議会定例会説明員について。

令和6年2月29日招集の令和6年3月下田市議会定例会に、説明員として下記の者を出席させるので通知いたします。

記。

市長 松木正一郎、副市長 飯田雅之、教育長 山田貞己、会計管理者兼出納室長 加藤晶子、企画課長 鈴木浩之、総務課長 須田洋一、教育委員会学校教育課長 佐々木雅昭、教育委員会生涯学習課長 平川博巳、財務課長 大原清志、税務課長 土屋武久、監査委員事務局長 高橋智江、観光交流課長 佐々木豊仁、産業振興課長 糸賀 浩、市民保健課長 斎藤伸彦、福祉事務所長 芹澤直人、防災安全課長 土屋武義、建設課長 平井孝一、環境対策課長 鈴木 諭、上下水道課長 白井達哉。

下選管第2号。令和6年1月10日。

下田市議会議長 中村 敦様。下田市選挙管理委員会委員長 寺川悦男。

下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由の発生について（通知）。

令和6年4月25日をもって下田市選挙管理委員会委員及び補充員の任期が満了し、選挙を行うべき事由が生じますので、地方自治法第182条第8項の規定によって通知します。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 以上で諸般の報告を終わります。

◎下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（中村 敦） 次は、日程により、下田市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名推選の方法につきましては、選考委員会を設置し選考したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、指名推選の方法については、選考委員会を設置し選考することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

選考委員会の委員の選出につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、選考委員は議長において指名することに決定いたしました。

選考委員に次の方々を指名いたします。

4番 土屋 仁委員、5番 長友くに委員、7番 岡崎大五委員、8番 楠山俊介委員、11番 鈴木 孝委員、12番 沢登英信委員、以上6人の方々にお願いいたします。

ただいま指名いたしました選考委員の方々は15日の本会議開会までに選考をお願いいたします。

◎議第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第3号 教育委員会委員の任命についてを議題と

いたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（飯田雅之） 改めましておはようございます。

それでは、私から議第3号 教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の1ページをお開きください。

最初に、本議案の根拠規定であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」というものであります。

また、同条第5項には「委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮する。」こと、さらに同法第3条の規定により「教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。」こととなっており、本市におきましても教育長のほか、男性委員が2人、女性委員が2人の計5人で運営されております。委員の選任については、教育長を除く教育委員4人を慣例により旧中学校区で区割りし、それぞれの地区に配慮して任命させていただいております。

このたび任命いたしたい方ではありますが、静岡県下田市中にお住まいの佐藤知佐子さんで、年齢は61歳、女性であります。

提案理由でございますが、このたび旧稲生沢中学校区の田中とし子委員が本年3月14日をもって任期満了を迎えますため、同法第4条第2項の規定により議会の同意をお願いするものであります。

佐藤さんの主な経歴ですが、昭和56年3月、静岡県立下田南高等学校を経て、昭和60年3月に文教大学教育学部初等教育科を卒業され、同年7月に下田市立下田小学校に講師として奉職されました。その後、伊東市や賀茂郡内の小学校で教諭として勤務され、平成24年4月に下田市立白浜小学校教頭、平成27年4月に下田市立下田小学校教頭、平成29年4月に下田市立浜崎小学校校長、平成31年4月に下田市立朝日小学校校長を歴任され、令和4年3月をもちまして退職されました。

佐藤さんのこれまでの教育現場を通じて培われてこられました知識や経験は高い評価を受けており、教育委員会委員として適任の方であります。

以上により、佐藤知佐子さんを本市教育委員会委員として任命いたしたく、ぜひとも皆様

の御同意を賜りますよう御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、同意をいただきました場合の任期は、本年3月15日から2028年3月14日までの4年間となるものでございます。

以上であります。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第3号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議第4号～議第11号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、議第4号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第6号）、議第5号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）、議第6号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）、議第7号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）、議第8号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第9号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算

(第3号)、議第10号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)、議第11号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算(第3号)、以上8件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長(大原清志) それでは、議第4号 令和5年度下田市一般会計補正予算(第6号)から議第9号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)まで一括して説明申し上げます。

ピンク色の補正予算書と補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに、議第4号 令和5年度下田市一般会計補正予算(第6号)について御説明申し上げます。

3月の補正予算の主な内容でございますが、年度末を控え事業の終了見込みによる歳入歳出の調整、債務負担行為の変更、起債の変更、繰越明許費の計上をするものでございます。

補正予算書の1ページをお開きください。

令和5年度下田市の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,498万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ136億2,052万6,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の2ページから7ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条、繰越明許費でございます。地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」によるというもので、補正予算書の8ページをお開きください。

繰越明許費に係る事業は8件で、1件目は、2款総務費、1項総務管理費、新庁舎等建設推進事業(新庁舎整備工事(外構))、金額は3,700万円、2件目は、2款総務費、2項徴税費、市民税課税事務(市県民税システム改修業務委託)、金額は341万円、3件目、4件目は、2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費で戸籍住民基本台帳事務(戸籍情報システム改修業務委託)、金額は389万4,000円、戸籍住民基本台帳事務(住民記録システム振り仮名対応改修業務委託)、金額は766万7,000円、5件目は、4款衛生費、1項保健衛生費、新型コ

ロワクチン接種事業（健康管理システム改修業務委託）、金額は94万1,000円、6件目は、5款農林水産業費、4項水産業費、田牛漁港海岸保全施設整備事業（田牛漁港海岸保全施設整備事業実施設計業務委託）、2,257万1,000円、7件目は、7款土木費、2項道路橋梁費、橋梁維持事業（志戸橋測量設計業務委託）、金額は1,500万円、8件目は、7款土木費、5項都市計画費、都市計画総務事務（緑の基本計画策定業務委託）、797万5,000円でございます。いずれも年度内に事業が終わらない見込みのため、繰り越すものでございます。

なお、2件目、4件目、5件目のシステム改修費につきましては、今回3月補正予算により新たに計上したものでございます。

補正予算書の1ページにお戻りください。

第3条は債務負担行為の補正でございますが、第1項、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正 変更」によるというもので、9ページをお開きください。

債務負担行為の変更は3件で、恵比須橋大規模修繕工事は、期間に変更はなく、限度額記載の事業予定額を1億3,000万円にし、令和5年予算計上額7,000万円を超える金額6,000万円については令和6年度において支払うものに変更するもの、新庁舎用備品購入（議会用）は、期間に変更はなく、限度額記載の事業予定額2,500万円を1,100万円に変更するもの、新庁舎用備品購入（庁舎用）は、期間に変更はなく、限度額記載の事業予定額6,700万円を4,000万円に変更するもので、3件いずれも入札の結果等により事業予定額が変更となるものでございます。

補正予算書の1ページにお戻りいただき、第4条は地方債の補正でございますが、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」によるというもので、補正予算書の10ページ、11ページをお開きください。

地方債の変更は9件で、今回の変更は、事業費の変更や確定により起債限度額を変更するとともに、過疎対策事業債が追加で発行可能となったことにより起債を振り替えるもので、1件目は旧須崎保育所解体事業で、事業費の確定により限度額1,390万円を1,060万円に変更するもの、2件目は防災無線施設解体事業で、事業費の精査により借入れを行わないもの、3件目は田牛漁港海岸保全施設整備事業で、公共事業等債として借入れ予定であった2,260万円を削除し、全額過疎債へ振り替えるもの、4件目は県単道路整備事業で、事業費の確定により限度額450万円を150万円に変更するもの、5件目は本郷橋大規模改修事業で、公共事業等債として借入れ予定であった810万円を削除し、全額過疎債へ振り替えるもの、6件目は恵比須橋大規模改修事業で、公共事業等債として借入れ予定であった3,360万円を削除し、

全額過疎債へ振り替えるもの。

11ページをお開きください。

7件目は志戸橋大規模改修事業で、公共事業等債として借入れ予定であった600万円を削除し、全額過疎債へ振り替えるもの、8件目は過疎対策事業債で、限度額2億9,050万円を3億840万円に増額するもので、増減の内容は前段で説明させていただいた4件の公共事業等債からの振替のほか、吉田松陰寓寄処耐震補強工事及び文化会館改修事業の工事の確定等によるものでございます。9件目、過疎地域自立促進特別事業債は限度額3,500万円を4,340万円に変更するもので、通常の発行限度額の3,500万円を超える840万円の増加については弾力運用分として配分されたものでございます。

いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算書の内容につきまして、補正予算書の概要で御説明させていただきます。

まずは補正予算書の概要の2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

歳入予算でございますが、主に歳出事業費の確定による増減額となっておりますので、説明は極力簡略化させていただきます。

企画課関係、14款2項1目3節国庫・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、補正額は1,762万1,000円の増額で、低所得世帯支援枠として実施している電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の事業費確定に伴う追加交付、14款2項1目4節国費・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1,388万3,000円の減額は、物価高騰対応重点支援給付金の一部を令和6年度当初予算に組み替えることから減額するもののほか、新規システム改修に対する交付も含まれております。18款2項1目3節ふるさと応援基金繰入金310万円の減額は充当事業費の減によるもの。

財務課関係でございます。

7款1項1目1節地方消費税交付金3,000万円の減額は実績により減額を見込むもの、10款1項1目1節普通交付税7,166万1,000円の増額は、国の補正予算において国税収入の増額に伴い地方交付税が追加交付されたもので、そのうち2,936万1,000円分は令和6年度と令和7年度において臨時財政対策債償還分として基準財政需要額に算入される一部を前倒しして交付されたものでございます。

18款2項1目1節財政調整基金繰入金1億1,000万円の減額は、財源調整のため予定して

いた繰入れの一部を取りやめるもの、21款1項1目1節総務債330万円の減額から、4ページ、5ページをお開きください、同7目1節過疎対策事業債2,630万円の増額までの合計6,830万円の減額は、先ほど地方債の補正で申しあげました事業費の変更や振替によるものでございます。

税務課、20款1項1目1節延滞金200万円の減額は見込額によるもの。

防災安全課関係、15款2項1目4節県費・地震・津波対策等減災交付金34万3,000円の減額及び20款5項4目8節消防団員退職報償金受入金514万7,000円の減額は確定に伴う減額、20款5項4目13節保険金受入金607万5,000円の追加は、令和5年1月に焼失した消防団積載車に係る保険を受け入れるもの。

6ページ、7ページをお開きください。

市民保健課関係、14款2項1目1節国庫・社会保障・税番号制度整備事業費補助金1,103万3,000円の追加は戸籍と住民記録のシステム改修によるもの、20款4項2目1節保健事業受託収入255万円の増額は保健事業受託収入で人件費に対するもの。

福祉事務所関係、14款1項1目4節国庫・児童福祉費負担金10万円の増額及び15款1項1目3節県費・児童福祉費負担金5万円の増額は母子生活支援施設等措置費の増によるもの、同2項2目3節県費・児童福祉費補助金123万2,000円の増額は子ども医療費の増によるもの、17款1項3目2節児童福祉費寄附金20万円の増額は子育て支援基金に寄附を1件を受けたものの。

環境対策課関係、14款2項3目2節国庫・循環型社会形成推進交付金264万8,000円の減額及び15款2項3目2節県費・環境対策費補助金115万9,000円の減額までは対象事業費の減額によるもの。

8ページ、9ページをお開きください。

18款1項6目1節水道事業会計繰入金13万2,000円の減額は浄化槽設置整備事業に係る水道事業会計からの繰入金の減、20款5項4目10節一部事務組合事務取扱受入金443万円の減額は派遣職員人件費の確定によるもの、20款5項4目14節同級他団体受入金285万2,000円の減額は事業費の確定に伴う3町からの負担金の減額でございます。

産業振興課関係、15款2項4目1節県費・農業費補助金8万4,000円の減額及び18款2項1目7節みどりの基金繰入金117万6,000円の減額までは事業費の確定によるもの。

建設課関係、12款1項1目1節住宅費分担金127万4,000円の増額から14款2項5目3節国庫・道路更新防災等対策事業費補助金1,179万9,000円の減額までは事業費の確定によるもの、

15款 1項 2目 1節 県費・沿道整備土地地区画整理事業公共施設管理者負担金982万3,000円の増額は下田港横枕線の沿道事業に係るもの、同 2項 6目 3節 県費・住宅費補助金150万円の減額は事業費の減によるものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

学校教育課関係、18款 2項 1目 12節 奨学振興基金繰入金16万7,000円の減額及び20款 5項 4目 20節 雑入11万円の減額は対象事業費の確定によるもの。

生涯学習課関係、14款 2項 6目 3節 国庫・社会教育費補助金 7万4,000円の減額は県費補助に組み替えるもの、15款 2項 7目 2節 県費・教育費補助金119万4,000円の減額は事業費の確定によるもの。

選挙管理委員会事務局関係、15款 3項 1目 3節 県費・選挙費委託金80万3,000円の減額及び18款 1項 9目 1節 稲梓財産区特別会計繰入金270万2,000円の減額は選挙経費の精算によるものでございます。

12ページ、13ページをお開きください。

歳出予算でございますが、主に入札差金や事業費の確定によるものでございますので、説明は簡略化させていただき、特に増額となったものについて説明させていただきます。

議会事務局関係、1款 1項 1目 1番 事務、議会事務13万6,000円の増額は時間外勤務手当。

総務課関係、2款 1項 1目 100番、総務関係人件費81万7,000円の増額は退職手当特別負担金の増によるもの。

財務課関係、2款 1項 3目 0140 行政管理総務事務143万2,000円の減額及び同 6目 0210 財産管理事務368万6,000円の減額は事業費の確定による不用額、同 18目 0385 減債基金2,936万1,000円の増額は、追加交付されました普通交付税のうち臨時財政対策債償還基金費分として交付された2,936万1,000円を積み立てるもの、12款 1項 1目 予備費97万8,000円の減額は歳入歳出調整額でございます。

税務課関係、2款 2項 2目 0470 市民税課税事務341万円の追加は、令和 6 年度に実施される定額減税に伴うシステム改修費。

防災安全課関係、2款 7項 1目 0750 交通安全対策事業 8万8,000円の増額は負担金の増、同 8項 1目 0860 防災対策総務事務44万円の減額及び同 0864 防災施設等整備事業716万8,000円の減額は事業費確定による不用額、8款 1項 1目 5800 下田地区消防組合負担事務369万4,000円の増額は、給与条例の改正及び能登半島地震への隊員派遣に伴う増額、8款 1項 2目 5810 消防団活動推進事業514万7,000円の減額及び同 3目 5860 消防施設等整備事業300万円の減額

は事業費確定による不用額、同5870消火栓整備事業366万8,000円の増額は、詰所解体に伴う消火栓の移設等による増額。

14ページ、15ページをお開きください。

市民保健課関係、2款3項1目0500戸籍住民基本台帳事務147万9,000円の増額のうち戸籍のシステム改修2件の減額は、国の補助要綱の変更により実施時期が令和6年度となったことから、新年度予算に計上するため減額するもの、また、住民記録システム改修の追加については、国の補助年度が令和5年度となったことから、新たに予算を計上し、全額を繰り越す予定でございます。3款7項1目1901国民健康保険会計繰出金21万円の減額及び同8項1目1950介護保険会計繰出金448万9,000円の減額は各特別会計繰出金の減、4款1項3目2040母子保健相談指導事業100万円の減額は見込みによる減額、同4目2150健康増進事業50万円の減額は不用額でございます。

福祉事務所関係、3款1項1目1015価格高騰重点支援給付事業1,572万5,000円の減額は事業費確定による不用額、同1020物価高騰対応重点支援給付金事業2,103万3,000円の減額は、一部の実施が令和6年度となることから、新年度予算に計上するため減額するもの、同1021物価高騰対応重点支援給付金事業（子育て世帯等分）715万円の増額は、低所得者の子育て世帯に対する物価高騰対応重点支援給付金を実施するためのシステム改修費、同3項1目1451在宅児童援護事業370万円の増額は子ども医療費の増額見込みによる増、同1471子育て世帯応援給付事業68万2,000円の減額は事業費確定によるもの、同7目1700母子家庭等援護事業20万円の増額は増額見込みによるもの、同10目1730子育て支援基金20万円の増額は寄附金を積み立てるものでございます。

環境対策課関係、4款2項5目2380環境対策事務190万1,000円の減額から同3項1目2410水道事業会計繰出金34万3,000円までの減額は事業費等の確定による不用額でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

産業振興課関係、5款1項1目3000番、農業委員会事務9万2,000円の減額から6款1項2目4050商工業振興事業299万8,000円の減額までは、いずれも事業費の確定による不用額、同4051中小企業金融対策事業198万6,000円の増額は利子補給額見込みによるもの。

観光交流課関係、6款2項2目4250観光まちづくり推進事業281万円の減額から同4253世界の海づくり事業180万円の減額は事業費の確定による不用額。

建設課関係、2款1項9目0241公共交通推進事業137万5,000円の減額から、18ページ、19ページをお開きください、7款5項4目5250都市公園維持管理事業10万1,000円の減額まで

は、いずれも事業費の確定による不用額、同 5 目5460都市計画事業基金806万2,000円の増額は、歳入の県費・沿道整備土地地区画整理事業公共施設管理者負担金の一部を積み立てるもの、同 7 項 2 目5620耐震改修支援事業600万円の減額は、要安全確認計画記載建築物補強計画策定事業費補助金に係る申請予定者からの実施の取りやめの連絡があったため減額するもの、同 3 目5630急傾斜地対策事業160万5,000円の減額は事業費の確定による不用額でございます。

学校教育課関係、9 款 1 項 2 目6010教育委員会事務局総務事務91万6,000円の減額から同 3 項 1 目6150中学校管理事業202万4,000円の減額までは、いずれも事業費の確定に伴う不用額でございます。

生涯学習課関係、9 款 4 項 2 目6401青少年健全育成事業23万5,000円の減額から同 5 項 2 目6750吉佐美運動公園管理運営事業 5 万6,000円の減額までは、いずれも事業費確定による減額でございます。同 7 項 1 目6900下田市民文化会館管理運営事業4,920万円の減額のうち、下田市民文化会館指定管理料（リスク分担分）80万円の追加は電気料の高騰によるもの、市民文化会館改修工事5,000万円の減額は完了見込みによる不用額でございます。

20ページ、21ページをお開きください。

選挙管理委員会事務局関係、2 款 4 項 3 目0575静岡県議会議員選挙事務81万5,000円の減額から同 5 目0578稲梓財産区管理会委員選挙事務270万2,000円の減額は、いずれも精算による不用額。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第 4 号 令和 5 年度下田市一般会計補正予算（第 6 号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第 5 号 令和 5 年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げます。

補正予算書の53ページをお開きください。

令和 5 年度下田市の稲梓財産区特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによるもので、第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、第 1 項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ271万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ342万4,000円とするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の54ページから57ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要22、23ページをお開きください。

歳入でございますが、2款1項1目1節繰入金271万2,000円の減額は、当初予定していた選挙経費に係る繰入金の確定によるもの。

歳出でございます。

3款1項1目8020稲梓財産区一般会計繰出金270万2,000円の減額は、稲梓財産区委員会委員選挙が無投票となったことから、その経費に係る一般会計繰出金を減額するものでございます。6款1項1目予備費1万円の減額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第5号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第6号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

補正予算書の69ページをお開きください。

令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の70ページから73ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要26、27ページをお開きください。

歳入でございますが、1款1項1目1節市有地貸付収入1万8,000円の増額は、旧下田グラウンドホテルのり面に設置されていた既存の看板に係る貸付収入及び夏期と同様に渋滞対策として年末年始の期間5日間、入口箇所を駐車スペースとして一時使用させたもの。

28ページ、29ページ、歳出でございますが、2款1項1目8210土地開発基金繰出金1万8,000円の増額は、市有地貸付収入を基金に積み立てるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第6号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第7号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

補正予算書の85ページをお開きください。

令和5年度下田市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,085万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,180万9,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の86ページから89ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要30ページ、31ページをお開きください。

歳入でございますが、3款1項2目1節国庫・社会保障・税番号制度システム整備費補助金49万6,000円の減額から同3目1節国庫・出産育児一時金1万円の減額、4款1項1目2節県費・特別交付金813万7,000円の減額、6款1項1目6節財政安定化事業繰入金21万円の減額は、いずれも対象事業費の確定見込みによる減額でございます。8款1項1目1節一般被保険者延滞金200万円の減額は見込みによる減額。

32、33ページをお開きください。

歳出でございますが、5款1項1目8480特定健康診査・保健指導事業876万5,000円の減額は委託事業費の確定見込みによるもの、9款1項1目予備費208万8,000円の減額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第7号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第8号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書の101ページをお開きください。

令和5年度下田市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ68万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億8,455万7,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、補正予算書の102

ページから105ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要34、35ページをお開きください。

歳入でございます。

3款2項2目1節国庫・地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）・現年度分155万4,000円の減額は交付金の追加による財源調整、同5目1節国庫・保険者機能強化推進交付金279万3,000円の増額及び同6目1節国庫・保険者努力支援交付金342万円の追加は、いずれも介護予防、重症化予防のために交付されるもの、同7目1節国庫・介護保険事業補助金160万円の追加は介護保険システム改修に係るもの、4款1項2目1節支払基金交付金・地域支援事業交付金・現年度分167万8,000円の減額から8款1項4目2節一般会計繰入金・その他一般会計繰入金・事務費等繰入金371万2,000円の減額までは、いずれも交付金の追加により財源を調整するものでございます。

36、37ページをお開きください。

歳出でございます。

1款1項1目9201介護保険電算システム整備事業211万2,000円の減額は介護保険システム改修費の確定による不用額、7款1項1目予備費142万7,000円の増額は歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第8号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第9号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算書117ページをお開きください。

令和5年度下田市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,859万4,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるというもので、予算書の118ページから121ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明申し上げます。

補正予算の概要38、39ページをお開きください。

歳入でございます。

1 款 1 項 1 目 1 節特別徴収保険料現年度分200万円の減額及び同 2 目 1 節普通徴収保険料現年度分1,300万円の増額は保険料の見込みによるもの。

40ページ、41ページをお開きください。

歳出でございます。

2 款 1 項 1 目8750後期高齢者医療広域連合納付金1,100万円の増額は、歳入の変更に伴う広域連合納付金の増でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第9号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

以上、議第4号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第6号）から議第9号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）まで一括して御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉） それでは、議第10号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、議第11号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）、2件を一括して御説明申し上げます。

お手元の下田市公営企業会計補正予算書の御用意をお願いいたします。

まず初めに、議第10号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算（第3号）の内容でございますが、消火栓修繕に伴う消火栓維持管理負担金繰入額の増、浄化槽設置整備事業確定に伴う負担金の減額、配水池耐震補強工事の事業費確定に伴う他会計からの補助金の減額及び同工事請負費不用額の減額等に対応した予算の編成を行ったところでございます。

予算書の1ページをお開きください。

第1条でございますが、令和5年度下田市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は業務の予定量で、令和5年度下田市水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとし、第4号の主要な建設改良事業として、改良工事費と第6次拡張事業費の合計4億7,435万8,000円を4億7,332万9,000円に改めるものでございます。

第3条は収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、収入で第1款水道事業収益を366万8,000円増額し、6億7,174万4,000円とするもので、その内訳としまして、第2項営業外収益を366万8,000円増額し、2,908万5,000円とするものでございます。

次に支出でございますが、第1款水道事業費用を3万9,000円減額し、6億2,836万1,000円とするもので、内訳としまして、第1項営業費用を13万2,000円減額し、5億8,158万1,000円に、第2項営業外費用を9万3,000円増額し、3,928万円とするものでございます。

第4条は資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書中「不足する額2億7,396万1,000円」を「不足する額2億7,327万5,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,337万4,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,328万1,000円」に、「減債積立金459万7,000円」を「減債積立金400万4,000円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入でございますが、第1款資本的収入を34万3,000円減額し、3億4,432万7,000円とするもので、その内訳としまして、第4項他会計からの補助金を34万3,000円減額し、132万3,000円とするものでございます。

次に支出でございますが、第1款資本的支出を102万9,000円減額し、6億1,760万2,000円とするもので、その内訳としまして、第1項建設改良費を102万9,000円減額し、4億7,481万円とするものでございます。

第5条は他会計からの補助金で、予算第10条を次のとおり補正するものとしまして、「配水池耐震化事業補助金166万6,000円」を「配水池耐震化事業補助金132万3,000円」に改め、受け入れるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

令和5年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款水道事業収益を366万8,000円増額するもので、2項営業外収益366万8,000円の増額は、2目他会計繰入金で消火栓修繕に伴い一般会計より維持管理負担金として繰り入れるものでございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用を3万9,000円減額するもので、1項営業費用13万2,000円の減額は1目原水及び浄水費の浄化槽設置事業負担金の確定による減額、及び2項営業外費用9万3,000

円の増額は2目消費税及び地方消費税の調整によるものでございます。

6ページ、7ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

収入でございますが、1款資本的収入34万3,000円の減額は3項1目他会計からの補助金で、敷根配水池耐震補強工事費確定に伴う他会計補助金の減でございます。

次に、支出でございますが、1款資本的支出102万9,000円の減額は、1項建設改良費、1目改良工事費で敷根配水池耐震補強工事の事業費確定に伴う不用額の減によるものでございます。

8ページから10ページをお願いいたします。

令和5年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第3号の予定額を増減したもので、8ページ末尾に記載してございますように、資産合計は71億132万2,000円となるものでございます。

9ページをお願いいたします。

負債の部で、負債合計は末尾に記載してございますように37万8,902万2,000円でございます。

10ページをお願いいたします。

次に資本の部でございますが、資本合計33億1,230万円となり、負債資本合計は71億132万2,000円でさきの資産合計と一致することから、貸借対照表は符合しているものでございます。

11ページを御覧ください。

令和5年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の業務活動によるキャッシュ・フローが2億2,506万7,000円、2の投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス4億3,225万円、3の財務活動によるキャッシュ・フローが1億9,221万円となり、資金減少額が1,497万3,000円となるものでございます。令和5年度資金期首残高3億6,699万2,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が3億5,201万9,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第10号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） 説明者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

○上下水道課長（白井達哉） はい。

○議長（中村 敦） それでは、ここで休憩します。

11時10分まで休憩いたします。

午前11時00分休憩

午前11時10分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

当局に説明の続きを求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉） すみません。議第11号の説明に入る前に、先ほどの議第10号の説明の中で令和5年度下田市水道事業予定貸借対照表9ページの負債合計の額を私が読み間違えたみたいでございます。すみませんでした。正しくは37億8,902万2,000円でございます。申し訳ございませんでした。

それでは、議第11号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算（第3号）の内容でございますが、収益的支出におきまして事業費の精査による工事請負費及び委託料の減額、資本的収支におきまして、社会資本整備総合交付金の交付決定額が当初の予定より少なかったため、一部事業を翌年度へ持ち越すもの及び事業費の精査に伴う委託料及び工事請負費の減額と、それに伴う特定財源の減額及び債務負担行為の取下げを1件行うものでございます。

下田市公営企業会計補正予算書の23ページをお開きください。

第1条でございますが、令和5年度下田市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は業務の予定量で、令和5年度下田市下水道事業会計予算第2条を次のとおり補正するものとし、第4号の主要な建設改良事業として、管渠整備事業費と処理場改良事業費の合計2億9,162万9,000円を2億4,742万9,000円に改めるものでございます。

第3条は収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとし、支出でございますが、第1款下水道事業費用を2,525万円減額し、7億5,963万1,000円とするもので、その内訳とし、第1項営業費用を2,525万円減額し、7億650万円とするものでございます。

第4条は資本的収入及び支出で、予算第4条本文括弧書中「不足する額4億4,037万1,000円」を「不足する額4億3,827万1,000円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,688万2,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,537万3,000円」に、「当年度利益剰余金予定処分額8,207万4,000円」を「当年度利益剰余金予定処分額8,148万3,000円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものといたしまして、収入で第1款資本的収入を4,210万円減額し1億9,705万4,000円とするもので、その内訳としまして、第1項企業債を1,450万円減額し1億860万円とし、第3項国庫補助金を2,760万円減額し5,740万円とするもの、支出で第1款資本的支出を4,420万円減額し6億3,532万5,000円とするもので、その内訳としまして、第1項建設改良費を4,420万円減額し、2億4,743万円とするものでございます。

第5条は債務負担行為で、予算第5条を次のとおり補正するものとしまして、水洗便所等改造資金利子補給補助金でございますが、本年度中の利用者がいないため、債務負担行為の取下げを行うものでございます。

24ページをお願いいたします。

第6条は企業債で、予算第6条を次のとおり補正するものとしまして、限度額を1億2,310万円から1億860万円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明でございます。

26ページ、27ページをお願いいたします。

令和5年度下田市下水道事業会計予算実施計画の収益的支出でございます。

1款下水道事業費用を2,525万円減額するもので、内訳としまして、1目管渠費の減額は不用となった維持補修工事の減額によるもの、2目処理場費の減額は下水道施設包括的維持管理業務等の委託料の精査によるものでございます。

28、29ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

収入で1款資本的収入を4,210万円減額するもので、内訳としまして、1項企業債1,450万円の減額は事業費の減によるもの、3項国庫補助金2,760万円の減額は交付決定額の減によるものでございます。

支出でございます。

1款資本的支出を4,420万円減額するもので、内訳としまして、1項建設改良費4,420万円の減額は1目管渠整備事業費が事業費の精査と一部事業の翌年度への持ち越しによる委託料

及び工事請負費の減、2目処理場改良事業費は一部事業の翌年度への持ち越しによる委託料の減によるものでございます。

30、31ページをお願いいたします。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

上段太枠が補正前、下段太枠が補正後になります。

冒頭で御説明させていただきましたが、新規分の債務負担行為の水洗便所等改造資金利子補給補助金を取り下げるものでございます。

32ページから34ページを御覧ください。

令和5年度下田市下水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第3号の予定額を増減したもので、32ページ末尾に記載してございますように、資産合計は107億148万8,000円となるものでございます。

また、34ページ末尾に記載してございますように負債資本合計は107億148万8,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

35ページを御覧ください。

令和5年度下田市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュ・フローが3億7,132万7,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス1億6,885万円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス2億4,872万9,000円となり、資金減少額が4,625万2,000円となるものでございます。令和5年度資金期首残高1億3,764万4,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高が9,139万2,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第10号 令和5年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、議第11号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 議第4号議案から議第11号議案までの当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第4号 令和5年度下田市一般会計補正予算（第6号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） 教えていただきたいんですが、7ページの……

○議長（中村 敦） マイクを近づけてください。

○5番（長友くに） 質問したいことは何点かあって、この浄化槽の事業とか廃棄物処理施設整備事業、こういうのがマイナスになっているということは、その事業が行われなかったということの意味してるんでしょうか。

○議長（中村 敦） すみません、長友議員。何の資料の何ページのどこを指しているのか言ってください。

○5番（長友くに） 補正予算の概要の7ページの下から4行目です。そこの下のところにも環境対策費補助金というところで浄化槽事業が41万8,000円等々書いてありますが、三角になっているということは、その事業が行われなかったということでしょうか、減額されたということなんでしょうか、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） ただいま御質問のありました循環型社会形成推進交付金の減額について御質問ですけれども、浄化槽事業につきましては、実績が減った分の減額と、廃棄物処理施設整備事業につきましては、事業内で行われました委託事業の減額、委託料の確定による減額によるものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 補正予算書の10ページの地方債補正でございまして、ちょっと聞き漏らした点がありまして、防災無線の解体事業が1,800万円、これが補正でゼロとなった訳をお尋ねしたいと思います。

それから説明書のほうの9ページでございまして、下から2段目に沿道整備土地地区画整理事業、下田港横枕線の関係でございまして、982万3,000円の増ということでございまして、内容はどのような内容になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから13ページの一番最後の一般会計、防災安全課でございまして、消火栓の移設事業負担金が366万8,000円になってまして、どのような内容であるのか、特に消火栓は住民からも要望の多いところだと思いますので、修理状況ということが必要かと思いますが、どのような事情か、お尋ねをしたいと思います。

それから15ページの不妊治療、ちょうど上から5行目ぐらいですが、不妊治療費の助成が1,000万円ほど見込み減によるということではございますが、実績といたしますか、どういうよ

うな見込みをして1,000万円の減になったのか、お尋ねをしたいと思います。失礼しました。100万円ね。

さらに、19ページの上から2行目の都市計画事業基金に806万2,000円積むということでございますが、これはどういう理由か、そしてどういう具合に使う予定があるのかないか、お尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） それでは、私のほうからは補正予算書の10ページ、防災無線の解体事業の地方債の取りやめについて御説明申し上げます。

こちらにつきましては、当初1,800万円については除却債というもので予定してございました。ただ、この地方債につきましては交付税措置が全くないと、言わばただの借金という形になってしまいます。

今回事業費のほうは1,800万円から1,100万円のほうに下がったということなもので、その部分につきましては交付税措置も全くないものですから、今回あえて借金、地方債でやるのではなく一般財源によってやることに変えたということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） まず、9ページの沿道整備、土地区画整理事業の負担金の増額分につきましては、当初、建物の物件補償費2,416万6,000円を当初予算で見込んでいたところですが、加えまして用地費806万2,000円と区画整理の事業に係る事務費として県から176万1,000円を受け入れることとなりました。その分を増額することでございます。

そうしまして、19ページの都市計画基金につきましては、今回県からの受入れが増額したことに伴い、先ほど説明した事務費を除く806万2,000円を今回基金に積み立てるものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 防災安全課長。

○防災安全課長（土屋武義） 私からは概要の13ページ、予算書の38、39ページでございます。

消火栓につきましては、今回撤去が1か所、こちらが旧岡方村でございます。移設につきましては3か所ございまして、1丁目とそれから椎原と田牛でございます。この3か所の移設につきましては、消防詰所の解体に伴った移設でございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） 市民保健課からは概要の14ページ、15ページ、15ページのほうの上から5番目にあります不妊治療助成金100万円の減額という内容です。

当初予算においては、この事業につきましては不妊治療について30万円を上限に不妊治療費を支出すると、交通費についても5万円を上限で支出するというような事業でした。当初15組の不妊治療ということ想定しておりました300万円の予算をしていたところ、今現在6年の1月現在で11組目の申請をいただいたところでありまして、1件当たりの補助額も限度額に達しない部分がありましたので、不用額を減額させていただいたというところがございます。

○議長（中村 敦） よろしいでしょうか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ありがとうございます。

都市計画の19ページの806万2,000円と先ほどの沿道整備、9ページの負担金が連動しているということで、そうしますとこの県から来た806万何がしにつきましては基金に積み立てて、これはどういうときに活用する予定になるのか、お尋ねしたいと思います。

それからさらに、図面をかつてもらったような気がするんですけども、物件の場所等が分かれば併せてお聞かせください。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） こちらにつきましては、沿道区画整理事業は過去からここ数年行われているんですが、過去には基金から取り崩して区画整理部分については市が行う、街路事業と沿道整備事業とが合わさった事業で、原則街路事業につきましては県の負担、区画整理部分については市が負担という原則の下、区画整理部分については市が負担しております。そういったところで、負担する部分については過去から基金を取り崩して負担している場合もございます。

そういった今後街路事業、ここの横枕線も含めましてですけど、そういった都市計画に関わる街路整備事業等がある場合には、こういった基金を活用して取り組んでいくということと認識しております。

あと物件につきましては、あそこの周辺の薬局屋さんとかああいっただよりの移転費になっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。3回目です。

○12番（沢登英信） くどくて恐縮ですけど、そうしますと、この806万2,000円の積立金につきましては、市の区画整理事業ではなくて県等が進める沿道事業に使うというこういう理解でよろしいでしょうか、それとも市が行う区画整理事業にも今回積んでる806万何がしは使えるのか。内容がですね沿道事業の下田港横枕線に伴う歳入ということになるかと思いますので、そういう制限があるのかなのかという点についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） こちらにつきましては、都市計画関連事業というところで、例えば過去に行われた平滑中村線、マイマイ通り、ああいったのも都市計画の事業ですので、今後そういった事業が行われる場合にはこういった基金を充当することが可能と考えております。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） すみません。補足のほうをさせていただきたいと思えます。

今回県から頂いた沿道事業の一部を都市計画基金に積み立てた次第でございますが、こちらについてはあくまでも特定財源ではございません。基金に積まなければいけないという類いのものではないと。ただし今後につきましても、横枕線につきましてもまだ事業の途中でございますし、今後使う予定があるということで、その相当額を都市計画基金に今回積み立てたというわけでございます。ですから、県からもらったお金のもので使い道が限られているというようなものではないということでございます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございませんか。

先日も申し上げましたけど、一連の中で3回までということになっておりますので、よろしくをお願いします。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 過疎債についてお尋ねしたいんですけども、年度末になりまして結構いろんな事業、各課にまたがる事業が過疎債のほうに変わるといいますか、過疎債のほうで扱うというような措置になっておるんですけども、これは当初ある程度ゆとりを持たせて過疎債を使う中で、年度末により適切な借金といえますか、債権についてはより有利な条件である過疎債のほうを活用するというような考えの下、行われているのか、それともたまたま今年はこれ余ったのでこういう形で使うようにしているのか、そこら辺、財務課として計画的にやられているのかどうかということが1点お尋ねしたいところでございます。

もう1点が概要の16ページ、IC周辺まちづくり基本計画策定業務委託ということで1,000万円ほど減額になっております。来週6年度の予算を審議するわけですが、こちらのほうでかなり大きなお金が予算としてついているというところで、この事情といいますか、今年度予算をつけたけれどもちょっと進まなかったと、また来年度に繰り越していく1,000万円なのか、それが6年度の中に含まれていくのかどうか、そこら辺2点お尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） まず過疎債でございます。

過疎債につきましては、通常の制度債と違いまして、このような条件があれば必ず借りられるというものではないということで、過疎債の総額の枠がまず県のほうに配分されます。市町村のほうから過疎債について要望を出すという形になります。その金額が全ての市町から出てきている枠が総額より以下であれば希望額が借りられるんですけども、おおむね大体オーバーしてございますので、減額されるということがございます。なもので、当初予算におきましては、過分に過疎債のほうを見込んでしまいますと後で借りられなくなったときに予算に穴が空いてしまうという事態が生じるものですから、過疎債につきましては当初予算上安全を見越した形で予算計上しているという形になります。

ただし、事業費というのは必ず不用額が生じたりということで、毎年おおむね調整されて、後々不用額をどのように配分するかという部分が出てきますので、そういった際を見越して極力有利な地方債に後々借りられるような形で事務のほうを進めております。その結果が出るというのがこの時期になりますので、大体3月補正でこういった形で組み替えさせていただいているというものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 概要書の16、17ページに記載のあるインターチェンジ周辺まちづくり基本計画策定業務の1,176万8,000円の減額についてですが、こちらにつきましては当初建設コンサルタントにプロポーザル方式で発注する予定でいました。それにつきまして、9月に公募をかけたところですが、残念ながら公募の意向をする業者がございませんでした。

そういった状況の中、この事業の進捗を図っていくことが必要と考えまして、また将来まちづくりをどうしていくかということに対しましては若者の視点を取り入れていくこと、意見を取り入れていくことがもう一つ重要だと考えまして、静岡県の文化芸術大学と業務委託

を締結しました。こちらの締結金額が123万2,000円で今年度締結しております。その差額について減額しているのので、来年度、大学の業務の仕方としましては、単年度契約というのが基本ということですので、今回は一旦現地の調査などを中心に行ってもらい、来年度以降引き続き当初予算でもまた説明いたしますが、引き続き業務の構想の策定に向けて協力をお願いしたいと考えております。来年度については文芸大学との契約の金額を計上しているところですので。

今回策定に当たりましては、今後防災的な要素を取り入れるだとか、専門的な知見を必要とするかもしれないと思います。そういった場合には今後また補正予算等で建設コンサルタントに受注をお願いするなどの目的で補正等を考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございませんか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 3点ほど質問させていただきます。

コロナ給付金の関係と繰越明許費、あとは減債の関係になります。

まずコロナ給付金の関係ですと、補正予算書の概要の15ページ。

令和5年度中、各国の交付金を受けまして、低所得者世帯を中心に給付金の支給事業を実施しておりますが、一部翌年度に繰り越すというような減額補正の説明がございました。一体令和5年から6年にかけて、こうした低所得者世帯を中心にどのような給付事業がされているかというものが分かりづらくなっておりますので、細かな内容については委員会での審査となると思いますので、その一覧というか、一部振り替える内容も含めました表のほうを提出いただきたいと思います。また、簡単に概要等分かれば、この本会議の場で説明をいただければと思います。

2点目の繰越明許費の関係は、補正予算説明書の8ページ、9ページお願いいたします。

一部私の所管委員会の事項もございしますが、この事業は非常にこれまでも紆余曲折あったものですので、この場で質問させていただきたいと思います。

2款2項総務費、総務管理費の新庁舎等建設推進事業ということで、前回の議会の中で旧校舎活用棟については本年度3月22日に工事が完成するという御説明をいただきましたが、この外構工事についても今年度9月補正での追加事業かと思いますが、年度中に終わらないという御説明をいただきましたが、なぜ終わらないかということと新年度いつ頃終わるかということをお聞かせいただければと思います。

もう1点が7款5項の都市計画費、緑の基本計画策定業務委託、こちらについても旧下田グランドホテルの計画に関連する非常に重要な基本計画かと思われます。年度内に終わらない、この計画が策定できないという細かな理由と、この基本計画自体はいつ完成するのか、また今後の防災機能を備えた都市公園の計画の進捗に影響があるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

3点目が補正予算書の概要19ページ、7款7項2目の5620事業、要安全確認計画記載建築物補強計画策定事業費補助金600万円ということで、能登半島地震を受けて、これらの該当する建物の計画の策定ができなかったと思われる減額と思われますが、当初何件予定をしていて今回何件がこの計画が策定できないことで減額されたのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 私のほうから予算の概要の14ページ、15ページでございます。

御質問にございました次年度にまたがる事業ということで、こちらに載っております中では14ページ中ほどの1020事業、それから1021事業、このあたりが関係してまいります。

1020事業につきましては、12月の定例会で補正予算を議決いただいたもので、住民税が非課税の世帯、低所得世帯の支援のために7万円の給付金を支給するというような内容の事業でございますけれども、なかなか国のほうから詳細な資料が届いてなかったわけですが、国のほうで申請手続きができる期間というのが令和6年5月末までということが示されたことから、今年度の給付する事業と来年度5月の下旬までを申請期限として給付するところと分けて予算を組み替えるというようにしてございます。

12月に議決いただいたときには対象を3,100世帯というふうに考えてございましたけれども、本年度はこの補正で2,800世帯を対象に給付してまいりたいと考えております。残りの分については令和6年度の当初予算のほうに計上をする予定でございます。

プッシュ型とそれから申請手続きを要する世帯と出てきますけれども、本年度はプッシュ型で給付できるところについては本年度中に給付の予定になってございます。

それから1021事業のほうでございますが、今お話しいたしました1020事業の7万円を給付する世帯に、その後で18歳以下のお子様がいる場合に1人当たり5万円を加算するよという制度ができてきました。それから住民税の均等割が非課税になる世帯について、こちらについても非課税世帯と同様に10万円の給付金を支給しようとする事業が制度ができたものですから、これに対応するため、本年度はシステムの改修まで進めて給付は令和6年度の当初予

算に計上いたしまして、改修したシステムで抽出したデータを基に台帳を整理して給付を行っていききたいというふうに考えているところです。

資料のほうは一応作成をして提出したいと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） 緑の基本計画についてですが、こちらにつきましては下田グランドホテルの位置づけをどうするかも含めて検討している状況です。

それに加えまして、新年度予算でも各計上しているんですが、伊豆縦貫道のインターチェンジ周辺等々の公園等についてどうするかという配置方針というのをいろいろ、それだけではないんですが、その他白浜だとか吉佐美だとかそういった今公園のない公園をどうしていくかというのを建設課だけではなく各関係機関とも調整した中、ちょっと時間が足りなくなったということが現状です。

そのため、完了予定は9月末を見込んで繰越業務としていききたいと考えております。

その他の関連する計画につきましては、この繰越業務とも並行して進めていきたいと思っておりますので、影響がないように努めてまいります。

あと概要書の19ページの要安全確認計画記載建築物補強計画策定事業費補助金についてですが、こちらについては当初国道414号沿いのビル2件の予定がございましたが、こちらについてはちょっと施主さんの諸事情により、その2件とも取下げということになりましたので、今回2件分を減額してございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） すみません。給付金の関係につきまして補足させて説明させていただきたいと思えます。

まず概要のほうは1015事業、補正予算の概要の14ページですね。価格高騰重点支援給付金というのがございますけれども、これは低所得者支援枠として配られたものの一部を使うもので、夏の段階で住民税の均等割非課税世帯に対して3万円を給付するという事業でございます。こちらについては今回事業費が確定しましたので減額したという形になります。

秋に今年度から来年度にかけて定額減税というのが国のほうで示されてございまして、その流れの中で当初に給付した3万円と合わせて7万円の給付を行うと、合わせて10万円という形になってます。その7万円が1020事業の物価高騰対応の重点支援給付金という形にな

っています。

そして年が明けてから定額減税と合わせまして、そちらに合わされないもの、福祉事務所のほうからも説明がございましたけれども、例えば18歳以下の子供については5万円を加算するのですとか、あと定額減税しきれない人につきましても給付するというものが示されてございますけれども、そちらについては一部7万円の1020事業につきましてはそちらの予算を計上させていただいて、6年度にわたるものについては減額させていただいたと。そしてその他の不足する部分につきましては、今年度システム改修のほうを上げさせていただいて、給付というのはおおむね令和6年度になるのかという予定でございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 繰越明許費の新庁舎の関係でございます。

新庁舎整備工事の外構部分につきまして、今回繰越しのお願いをするものでございます。

この工事につきましては、公用車職員駐車場を予定しています用地北側の路盤整備、それから敷地周辺の水路改良工事、そして西側、現中学校の入り口部分の水路改良工事を予定しているものでございます。

こちらの工期につきましては、2月の全協で3月22日ということで年度内完成ということで報告のほうさせていただいている工事でございますが、全協と前後する中でちょうど施工に入りまして、既存の水路の掘削工事を行った際に当初設計で見積もっていなかった構造物が掘り起こされまして、その対応をどうするかということで検討をした中で、やむを得ず工期の延長が必要ということで今回工期延長と繰越しを行うものでございます。

期間としましては工期から3週間を見込んでますので、新年度分でいくと約2週間分ぐらいで完成ということで見込んでおりますので、引っ越し等の作業には影響なく工事としては終われるかなというふうに見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 1点だけ再質問ということで、緑の基本計画についてはやむを得ない事情というか、より実効性のある計画を策定するために調整をしていく中で、いろんな状況の変化の中で今年度で作ってしまうよりは次年度の令和6年9月末に完成させたほうがより良い計画ができるということで繰り越したという考えでよろしいか、質問させていただきます。

○議長（中村 敦） 建設課長。

○建設課長（平井孝一） そういった考えでよろしいと思います。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

1 番 柏谷祐也議員。

○1 番（柏谷祐也） 予算書の37ページ、4050事業で住宅リフォーム振興助成金の関係でちょっとお尋ねしたいんですけども、こちら当初予算書ですと750万円ついてまして、その下が子育て支援分で360万円ついてて今回270万円の減になってるんですけど、こちらについてちょっとお伺いしたいんですけどもよろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 予算書37ページの住宅リフォーム振興助成金、子育て支援分についてお答え申し上げます。

こちらの助成金につきましては、市内の建設事業者の受注機会の拡大による地域経済活性化と市民の住環境の向上というのを目的に行っているものでございまして、一般分と子育て世代の支援のためのお子さんがある世帯に対して通常の補助率に10%上乘せという形で助成をしているものでございます。

今年度につきましては、一般分につきましては26件ほど申請いただいている、子育て支援分としましては4件という実績でございましたので、その実績に合わせて金額をするものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 1 番 柏谷祐也議員。

○1 番（柏谷祐也） 中学生以下のお子様がいる家庭が対象となっておりますが、この270万円の減というのは結構やっぱり縛りがあって、どうしてもリフォームの補助金を受けたいけどできないというのがあるのではないかなと思うんですね。そういったものも今後検討していただけたらなというのと、令和6年度の予算を見させていただいても、やっぱり同等の金額が計上されているので、その辺も含めてまた今後も考えていただけたらと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 子育て支援分の中学生分ということで実施をしているわけですが、さらなる子育て支援の拡大というところでその辺の部分も検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第4号議案は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

ここで休憩したいと思います。

1時0分まで休憩いたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

ここで報告の件がありますので、書記より朗読いたします。

○兼務書記（井上 均） 朗読いたします。

下総総第52号。令和6年2月29日。

下田市議会議長 中村 敦様。静岡県下田市長 松木正一郎。

令和6年3月下田市議会定例会提出議案の原案訂正について。

このことについて、下記のとおり訂正したく申し入れます。

記。

1. 件名。

議第11号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）。

2. 訂正箇所。

別紙のとおり。

3. 訂正理由。

字句に誤りがあるため。

以上でございます。

○議長（中村 敦） ただいまより議会運営委員会を開催いたしますので、委員の方は第1委員会室へお集まりください。

ここで暫時休憩します。

午後1時01分休憩

午後 1 時10分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎追加日程

○議長（中村 敦） ここで市長から発言を求められております。これを許可します。

市長。

○市長（松木正一郎） 貴重なお時間を割くことになりまして大変申し訳ございません。

本 3 月定例会の議案につきまして、原案訂正の申入れをいたしました。

議案訂正の申入れをいたしました議案は、議第11号 令和 5 年度下田市下水道事業会計補正予算（第 3 号）の 1 件でございます。

議員の皆様には御迷惑をおかけしたことをここに深くおわび申し上げます。

以上でございます。

○議長（中村 敦） お諮りいたします。

市長から議第11号 令和 5 年度下田市下水道事業会計補正予算（第 3 号）の原案訂正の申出がありました。

この際、議第11号の原案訂正についてをただいま配付いたしました議事日程のとおり日程に追加し直ちに議題としたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第11号 令和 5 年度下田市下水道事業会計補正予算（第 3 号）の原案訂正についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議第11号の説明・質疑・採決

○議長（中村 敦） 当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉） 皆様には大変お手数をおかけしまして申し訳ございません。

訂正箇所でございますが、お手元の公営企業会計補正予算書の23ページをお願いいたします。

議第11号 令和 5 年度下田市下水道事業会計補正予算（第 3 号）のうち、第 4 条でございます。第 4 条の 1 行目の末尾から 2 行目の頭にかけて、正しくは当年度分消費税とすべきと

ころ、誤字脱字により当年度利費税となっております。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（中村 敦） ただいまの説明に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの原案の訂正については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、議第11号議案の原案訂正については、これを承認することに決定いたしました。

◎議第5号～議第11号の質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次に、議第5号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第5号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第6号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第6号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第7号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）に対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 33ページの健康診査業務委託料と保健指導あるいは特定保健システムの改良等が減額になっておりまして、事業の確定による減額ということでございますが、内容的にはどういう形でこの300万円からの健康診査のほうの減額になられたのか、予定の健診者より少なかったというようなことなのかもしれませんけども、御説明をいただきたいと思っております。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） では、予算説明資料33ページの補正内容等の欄に書かれている健康診査業務委託費マイナスの361万3,000円ということですが、これはいわゆる健康診断、健診に係る委託費用でありまして、今議員のおっしゃったとおり想定数より下回って受診者が終わりそうだとということで減額をさせていただくものです。

ただ、予算につきましては最大値を取っておりまして、今回減額しましたが、途中集計ですが518人の受診がありまして、受診自体は例年より多いという状況になっております。不用額の減額となっております。

また、2番目の保健指導業務委託444万8,000円の減額につきましては、ヘルスアップ事業といいまして、直近では本当に分かる血压のことというような健康に関するセミナーであったり特定健診を受診した後のフォローアップの電話指導ということを委託している事業です。

こちらにつきましても、国からの補助金が最大1,500万円ということで最大の予算で組んでおりまして、実際業務委託等をしたときにはそれを下回っておりまして、不用額を落とすというような内容になっています。

3番目の特定保健指導システム改修業務委託につきましては、これは検査項目に関するデータを読み込むツールの改修業務であります。こちらも予算額を下回って入札されたという内容になっております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はありませんか。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 歳出の98ページのところですけれども、出産育児諸費ということで出産育児一時金等の記載があつて、これ額としては僅かな国県支出金が1万円の減額で一般財源から入れましたというような記載になってるかと思うんですが、関連で今年度出生数というところでどのぐらい赤ちゃんが生まれているのかということと、多分人口減少の問題とかなり密接に絡んできていることだと思いますので、そこら辺かなり急激に少なくなってるんじゃないかということもあつて、そこら辺統計みたいなものをお持ちであれば御説明いただけないかと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） 出生数につきましては、今現在、申し訳ありません、手持ちの資料をこちらに持ってきておりませんので正確なところは分かりませんが、新生児70人程度

で今年度が終わるのではないかというふうに想定しています。

今議員から御質問の出産育児補助金1万円の減額という部分につきましては、出産育児一時金につきましては、出産に係る費用につきましては保険対象となりませんので、以前42万円という上限額があったわけですが、それが50万円という形で増額されました。その増額に対しての国からの補助ということで5万5,000円という金額の申請していたわけですが、国が補助金の上限額に達したということで一律削られまして1万円の減額ということになっています。これは出産一時金の費用ではなくて、国から返ってくる補助のための補助金の減額という形になっています。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第8号 令和5年度下田市介護保険特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

5番 長友くに議員。

○5番（長友くに） 113ページに介護保険の介護予防・日常生活支援総合事業として155万円の三角がついておりますし、その下のほうの地域支援事業交付金167万円の三角等々とマイナス、減額になっているように見えるのはどういうことなのか。介護予防なんかは今一番大事なテーマではないかと思いますが、これも予算に比べて支出が少なかったということなんでしょうか。

それから、一番最後の行の事務費等繰入金（介護保険システム分）というのが371万円の三角になっているのも、これの内容を教えてくださいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（斎藤伸彦） では、議員の質問にお答えします。

手元の予算書の114ページ、115ページを御覧になってください。

114ページの3款1項1目に介護予防・生活支援サービス事業費という名称がありまして、補正額はゼロ円ということですが、事業名が示されております。

この事業は要支援1・2の方や総合事業に対する支出をする予算となっております、いわゆる介護予防のための予算額となっております。

1 ページに戻っていただきますと、3 款 2 項 5 目と 6 目に保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金というものがあります。こちらの金額につきましては国から来る補助金でして、介護予防に使える補助金ということになっております。その金額が確定して、先ほどの介護予防・生活支援サービス事業費のほうに新たな財源として補助金が入りましたので、先ほど議員の指摘の 3 款 2 項 2 目の国からの地域支援事業交付金がマイナスすることの 155 万 4,000 円、4 款 1 項 2 目の地域支援事業交付金につきましてもマイナスすることの 167 万 8,000 円、県費のほうも地域支援事業交付金として 77 万 7,000 円の減額と。一般会計からの繰入金につきましても、同じく地域支援事業繰入金として 77 万 7,000 円の減額ということが記されています。

つまり、国からの保険者努力機能強化交付金等の受入れがありましたので、ほかの財源の部分をマイナスして介護予防に関する事業の歳入歳出の調整を行ったという内容になっておりますので、事業を縮小したというわけではございません。あくまでも財源受入れによる充当先の調整という内容になっております。

あと、一番下の列と言われましたその他一般会計繰入金の事業費繰入金につきましては、歳出のほうの総務費のほうにあります。9201 事業、介護保険電算システムの整備事業委託の減額に合わせた歳入の減額という形になっております。

以上です。

○議長（中村 敦） よろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第 8 号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第 9 号 令和 5 年度下田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑ないものと認めます。

ただいま議題となっております議第 9 号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第 10 号 令和 5 年度下田市水道事業会計補正予算（第 3 号）に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第10号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第11号 令和5年度下田市下水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

6番 天野美香議員。

○6番（天野美香） 下田市下水道事業会計予算内訳書の39ページです。

維持管理業務委託として2,000万円ここでは減額になっておりますけれども、補正で2,000万円増額されていたものを同じ年度中に2,000万円減額となっていることに対して詳しく教えていただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉） すみません。こちらの2,000万円の減額につきましては、もともと昨年度そういった事例があったんですけれども、年度途中の電気料の高騰により追加の費用を支出したんですけれども、今年度その分を見込んでいたのですが、現状今までの1年近くの間でその追加費用の必要はどうもなさそうだということが分かりましたので、今の段階で減額したものでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑はございませんか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 同じ39ページの処理場のポンプ場の汚泥の処理及びその他の下の汚泥の処理委託が減額となっているわけでありますが、どういうことで減額になったのかと。汚泥の量が少なくなったということが想定されますけども、どのような管理状況で少なくなったのか。

そしてこれに関連しまして、ちょっと離れて恐縮ですけども、下水道の汚泥及び学校給食の残飯というんでしょうか、そういうものを使ってバイオ発電をしようというような計画があるかと思いますが、それらはこの予算上どのような形で進められることになるのか。ぜひともそういう事業は関心が高いところでございますので、差し支えなければ御答弁をいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（白井達哉） すみません。汚泥等の処分業務委託の減額につきましては、当

初予算で見込んでいた額に比較して今年度、今のところ実績で不用となるであろう金額を減額したものでございます。

議員おっしゃいました今バイオマス発電の可能性調査の関係になると思うんですけども、今年度末までの業務委託期間におきまして、3月の中旬に最終打合せ、その後、成果品の納入という状況でございまして、検討として、すみません、こちらは一般質問の中でお答えしようかなと思ってたんですが、検討するバイオマス、地域バイオマスとは何かというものの中で、そのバイオマスの一つとして浄化槽汚泥であったり給食センターの食品残渣というものが使えるか使えないか、そういったことも含めた可能性調査をしているところでございます。

その可能性調査の結果を踏まえまして、結果を見て、じゃあ予算をという話になるのか、慎重な検討の上、早くて来年度の補正予算であったり、当然ちょっと6年度の当初予算に見込むのは甚だ早計かなということで、早くて補正予算か、7年度予算でその実現可能性があると判断した場合は予算措置をして進めていくことになるのではないかなと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第11号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（中村 敦） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日3月1日は、それぞれの常任委員会に審査をお願いし、2日、3日は休会とし、4日午前10時より本会議を開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

お疲れさまでした。

午後1時34分散会